

<p>件 名</p>	<p>平成 27 年 請願 第 7 号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願</p>
<p>提出者の住所</p>	<p>鳥取市西品治105-26</p>
<p>提出者の氏名</p>	<p>鳥取民主商工会婦人部 部長 青木 二三子</p>
<p>紹介議員</p>	<p>伊藤 幾子</p>
<p>受理年月日</p>	<p>平成 27 年 12 月 3 日</p>
<p>付託委員会</p>	<p>総務企画委員会</p>
<p><b>【請願事項】</b> 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国にあげてください。</p> <p><b>【請願趣旨】</b> 所得税法第56条（以下、56条という）は、「事業主と生計を一にする親族が事業から対価の支払いを受ける場合には、その対価の額は、原則としてその事業主の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入せず、親族の所得としない」と定めており、配偶者及び家族の働き分（家族への給料）は必要経費として認められていません。 この家族従業者は妻など女性が主要な部分を占めていますが、家族の働き分は事業主の所得になるため、妻は所得を得ることができず、男女間の所得の不均衡を招き、女性の独立・社会進出を阻害する要因になっており、国連の女性差別撤廃委員からも異議があがっています。 青色申告については家族従業者への給与を認めています。これは帳簿を備えつけている青色申告者への特典であり、労働を認めていないことに変わりありません。欧米では、同居家族・他人の区別なく労働に対する給料は当然に認められており、労働の対価を認めていないのは、先進主要国では唯一日本のみとなっています。そもそも、昭和59年及び平成23年の税制改正により、全ての事業者には帳簿の作成と領収書等の保存が義務づけられており、青色申告だけの特例とする根拠は失われています。 56条と同様の趣旨で制定された資産所得の合算課税制度は、「個人の取得した資産による所得は個人に課税すべき」「租税回避に当たるとされた場合にのみ適用すればよい」という理由から、昭和62年にすでに廃止されています。56条は、国会でも経済産業大臣、財務大臣が廃止に向け検討を始めたことと答弁しており、その問題点は明らかとなっています。 以上、56条は、現在の税法や社会情勢に沿って廃止することが妥当であると考えます。</p>	

## 参 考

### 所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）

所得税法第56条（以下、56条という）は、「事業主と生計を一にする親族が事業から対価の支払いを受ける場合には、その対価の額は、原則としてその事業主の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入せず、親族の所得としない」と定めており、配偶者及び家族の働き分（家族への給料）は必要経費として認められていません。

この家族従業者は妻など女性が主要な部分を占めていますが、家族の働き分は事業主の所得になるため、妻は所得を得ることができず、男女間の所得の不均衡を招き、女性の独立・社会進出を阻害する要因になっており、国連の女性差別撤廃委員からも異議があがっています。

青色申告については家族従業者への給与を認めています。これは帳簿を備えつけている青色申告者への特典であり、労働を認めていないことに変わりありません。欧米では、同居家族・他人の区別なく労働に対する給料は当然に認められており、労働の対価を認めていないのは、先進主要国では唯一日本のみとなっています。そもそも、昭和59年及び平成23年の税制改正により、全ての事業者に帳簿の作成と領収書等の保存が義務づけられており、青色申告だけの特例とする根拠は失われています。

56条と同様の趣旨で制定された資産所得の合算課税制度は、「個人の取得した資産による所得は個人に課税すべき」「租税回避に当たるとされた場合にのみ適用すればよい」という理由から、昭和62年にすでに廃止されています。56条は、国会でも経済産業大臣、財務大臣が廃止に向け検討を始めたことと答弁しており、その問題点は明らかとなっています。

56条は、現在の税法や社会情勢に沿って廃止することが妥当であると考えます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 月 日

鳥取市議会議長

内閣総理大臣  
財務大臣 様  
女性活躍担当大臣